

春日井市議会議員政治倫理要綱

第1 春日井市議会議員（以下「議員」という。）は、主権者たる市民の厳粛なる信託により、市民の代表として市政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動し、その使命の達成に努めるため、この要綱を定める。

第2 議員は、次の各号に定める事項を遵守して行動する。

- 1 議員は、市民全体の利益の実現を目的として行動する。
- 2 議員は、地方自治の本旨に則り、議員本来の責務を全うする。
- 3 議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養う。
- 4 議員は、公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、市民の支持と信頼を培う。
- 5 議員は、「政治倫理に反する」と政治的、道義的批判を受けたときは、誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにする。

第3 議員が、この要綱に著しく違背し、政治倫理に反するおそれが生じた場合において、これを審査するため、春日井市議会議員政治倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

第4 委員会は、審査の結果、政治倫理に反する事実があると認める議員に対し、要綱の遵守、その他委員会が必要と認める措置をとるものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年6月19日から適用する。